

松戸市マンション管理計画の認定に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- (2) 管理計画 法第5条の3に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- (3) 認定管理者等 法第5条の5に規定する者をいう。
- (4) 認定管理計画 法第5条の8に規定する管理計画をいう。
- (5) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定するマンションをいう。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 法第5条の3第1項に定める管理計画の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、法第5条の4各号に掲げる基準に適合することについて、公益財団法人マンション管理センターの確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(管理計画の認定申請)

第4条 申請者は、規則第1条の2第1項に定める認定申請書（規則別記様式第1号）に、規則第1条の2第1項各号に掲げる書類及び前条の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて市長に提出しなければならない。

(管理計画の認定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定を行うものとする。

(管理計画の認定の通知)

第6条 市長は、前条の認定をしたときは、規則第1条の6に定める認定通知書（規則別記様式第1号の2）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（管理計画の認定の更新の申請）

第7条 認定管理者等は、規則第1条の7第1項に定める認定更新申請書（規則別記様式第1号の3）に、規則第1条の2第1項各号に掲げる書類及び第3条の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の管理計画の認定の更新について準用する。

（認定の更新の通知）

第8条 市長は、前条の認定の更新をしたときは、規則第1条の8に定める認定更新通知書（規則別記様式第1号の4）により、認定管理者等に通知する。

（管理計画の変更の認定の申請）

第9条 認定管理者等は、認定管理計画の変更（規則第1条の9に規定する軽微変更を除く。）をしようとするときは、規則第1条の10に定める変更認定申請書（規則別記様式第1号の5）に認定管理計画の添付書類のうち変更に係るものを市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の管理計画の変更の認定について準用する。

（変更の認定の通知）

第10条 市長は、前条の認定管理計画の変更の認定をしたときは、規則第1条の11に定める変更認定通知書（規則別記様式第1号の6）により、認定管理者等に通知する。

（認定しない旨の通知）

第11条 市長は、第5条の認定（第7条の認定の更新および第9条の変更の認定を含む。）が法第5条の4に規定する基準に適合しないと認めるときは、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第1号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（報告の徴収）

第12条 市長は、必要があると認められるときは、法第5条の8の規定により、認定管理者等に対し、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（様式第2号）により報告を求めることができる。

2 認定管理者等は、市長が前項の規定に基づき報告を求めたときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

（改善命令）

第13条 市長は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、法第5条の9の規定により、当該認定管理者等に対し、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書（様式第4号）により、その改善に必要な措置を命ずることができる。

（管理の取りやめ）

第14条 認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号の規定により、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式第5号）を提出するものとする。

（認定の取消し）

第15条 市長は、次に掲げる場合には、法第5条の10第1項の規定により、申請者に対し、認定管理計画の認定取消通知書（様式第6号）により、第5条の認定（第7条の認定の更新および第9条の変更の認定を含む。）を取り消すことができる。

- （1） 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。
- （2） 認定管理者等から、第14条に基づく取りやめの申出があったとき。
- （3） 認定管理者等が不正の手段により第5条の認定（第7条の認定の更新および第9条の変更の認定を含む。）を受けたとき。

（申請の取り下げ）

第16条 申請者が、第5条の認定（第7条の認定の更新および第9条の変更の認定を含む。）を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、管理計画の申請を取り下げる旨の届出書（様式第7号）により、市長に届け出るものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は街づくり部住宅政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月3日から施行する。